

福井県報

第 2428 号
平成 25 年
5 月 14 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

- 告示
 - 大学連携リーグ双書販売代金の徴収事務委託(二七六・大学・私学振興課)……………
 - 県営土地改良事業の工事の完了(一七七・二七八・福井農林総合事務所)……………
 - 土地改良区の定款変更の認可(二七九(二八三・同)……………
 - 都市計画事業の事業計画の変更の認可(二八四・二八五・河川課)……………
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(男女参画・県民活動課)……………
 - 土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………
 - 土地改良区の役員の就任(二件・同)……………
 - 土地改良区の役員の退任(奥越農林総合事務所)……………
 - 土地改良区の役員の就任(同)……………
 - 土地改良区の役員の就任(同)……………
 - 開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………
 - 建築士の免許の取消し(建築住宅課)……………

告示

福井県告示第2776号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、大学連携リーグ双書の販売代金の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

- 平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠
1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
株式会社勝木書店
代表取締役 勝木 伸俊
福井市中央1丁目4-18

- 委託事務の内容
大学連携リーグ双書の販売代金の徴収の事務

- 委託期間
平成25年5月15日から平成26年3月31日まで
- 徴収の方法
簡易領収書による。

福井県告示第277号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠
1 地区名
酒庄地区
- 土地改良事業の名称
農業用排水施設(地成水田農業支援排水対策特別)事業
- 工事完了年月日
平成25年3月28日

福井県告示第278号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠
1 地区名
六条排水地区
- 土地改良事業の名称
農業用排水施設(基幹水利施設ストックラネジメント)事業
- 工事完了年月日
平成25年3月27日

福井県告示第279号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、平成25年5月2日付けで足羽四ヶ用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第280号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、平成25年

5月2日付けで徳光用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第281号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、平成25年5月2日付けで足羽三ヶ土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第282号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、平成25年5月2日付けで足羽川堰堤土地改良区連合の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第283号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、平成25年5月2日付けで酒庄用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月14日
福井県知事 西川 一誠

福井県告示第284号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2

項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

1 施行者の名称

鯖江市

2 都市計画事業の種類および名称

丹南都市計画下水道事業

鯖江市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年11月12日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

福井県告示第285号

都市計画法(昭和43年法律第100号)

第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

1 施行者の名称

鯖江市

2 都市計画事業の種類および名称

丹南都市計画下水道事業

鯖江市東部工業団地特定公共下水道

3 事業施行期間

昭和40年4月8日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

1 申請のあった年月日

平成25年4月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人わくわくくらぶ

(2) 代表者の氏名

芝 美代子

(3) 主たる事務所の所在地

福井県小浜市生守12号2番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に居住する乳幼児・児童に対して、本人やその家族が希望する生活が維持できるように、子育てをサポートする事業などを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

平成25年5月14日から平成25年7月13日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県総務部男女参画・県民活動課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

本郷荒谷土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 齊藤 孝義 福井市荒谷町27-10

理事 吉田 徳寧 福井市荒谷町7-12

理事 岡本 徹 福井市荒谷町30-8

理事 五十嵐政直 福井市荒谷町27-28

理事 松並久太夫 福井市荒谷町29-21

監事 上田 辰見 福井市荒谷町24-18

監事 前田 正憲 福井市荒谷町7-8-1

本郷荒谷土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成25年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 齊藤 孝義 福井市荒谷町27-10

理事 吉田 徳寧 福井市荒谷町7-12

理事 岡本 徹 福井市荒谷町30-8

理事 五十嵐政直 福井市荒谷町27-28

理事 松並久太夫 福井市荒谷町29-21

監事 上田 辰見 福井市荒谷町24-18

監事 前田 正憲 福井市荒谷町7-8-1

足羽川堰堤土地改良区連合から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成25年2月15日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 高波 捨治 福井市新保町20-32

大野東部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成25年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所

理事 松原 啓治 大野市士打20-17

理事 城地 豊治 大野市蔵生56-39

理事 中尾 繁一 大野市花房10-21

理事 宮村 守男 大野市蔵生83-11

理事 杉森 重蔵 大野市上打74-5-2

理事 伊藤 重蔵 大野市下唯野31-6

理事 杉本 正一 大野市七板14-47-1

理事 篠島 秀夫 大野市上麻生嶋20-4-2

理事 岡崎 忠男 大野市富嶋22-11

理事 松田 山列 大野市森目7-11

理事 水上 一郎 大野市土布子22-25

理事 竹田 善和 大野市下麻生嶋68-5

理事 林 正之 大野市田野15-33

理事 佐々木直樹 大野市塚原9-104

理事 山本 秋男 大野市上野36-14

理事 坂本 治士 大野市八町8-19

理事 多田 繁男 大野市森本13-29

理事 高橋 信男 大野市松丸33-26-1

理事 中井 孝夫 大野市橋爪13-32

監事 藤堂 勝義 大野市糞道25-32

監事 松田 利男 大野市新河原4-51

監事 松田 謙樹 大野市塚原10-18

監事 英治 大野市八町9-29

大野東部土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の者が平成25年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

役員名 氏 名 住 所
 理事 松原 啓治 大野市土打20-17
 理事 城地 豊治 大野市藤生56-39
 理事 中尾 繁一 大野市花房10-21
 理事 宮村 守男 大野市藤生83-11
 理事 中村 実 大野市土打71-6-1
 理事 帰山 安夫 大野市下唯野38-11
 理事 中兼 正広 大野市七板16-22
 理事 尾崎 慎一 大野市上野69-12
 理事 岡崎 忠男 大野市高嶋22-11
 理事 松田 山列 大野市森目7-11
 理事 田中 和久 大野市土布子21-46
 理事 竹田 善和 大野市下麻生嶋68-5
 理事 林 正之 大野市田野15-33
 理事 山本 輝昭 大野市井ノ口46-5
 理事 印牧 友幸 大野市上野94-2-1
 理事 辻 哲雄 大野市八町9-18
 理事 多田 繁男 大野市森本13-29
 理事 高橋 信男 大野市松丸33-26-1
 理事 中井 孝夫 大野市橋爪13-32
 理事 藤堂 勝義 大野市藁道25-32
 理事 禅定 英治 大野市八町9-29
 理事 松田 利男 大野市新河原4-51
 監事 庭 榮治 大野市森政領家23-13

都市計画法(昭和43年法律第100号)

第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

鯖江市北野町11字5番、6番、7番、8番、9番、10番、21番、22番1、22番2、22番3、23番および47番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名

坂井市丸岡町下久米田38字33番
 ゲンキー株式会社
 代表取締役 藤永 賢一

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成25年5月14日

福井県知事 西川 一誠

免許の取消しをした年月日	免許の取消しを受けた建築士の氏名	免許の取消しを受けた建築士の別	免許の取消しを受けた建築士の登録番号	免許の取消しの理由
平成24年6月15日	高嶋 信男	二級建築士	第1654号	建築士法第9条第1項第2号による(死亡の届出)
平成24年12月17日	高島 英機	二級建築士	第2320号	建築士法第9条第1項第2号による(死亡の届出)
平成25年3月29日	村下 修一	二級建築士	第4636号	建築士法第9条第1項第1号による(取消しの申請)

平成二十五年五月十四日印
平成二十五年五月十四日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県福井市西開発三丁目七一五

白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇